イ　外資議決権比率に関する事項

(ア)　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

区分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者											
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(J)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分の１以上を占める者											
合　計												

（注１）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいい（(イ)において同じ。）、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第６条の３の２第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。